生活指導部

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活が送ることができる、いじめのない学校を作るために「台東区立上野小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示します。

- ○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- ○児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ○児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- ○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- ○いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは(法第2条を参照して)

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の 人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インター ネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身 の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たります。

2 いじめを未然に防止するために

く児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行います。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努めます。
- ・分かる授業を行い児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てます。
- ・道徳の時間や学級指導等を通して、児童一人一人がかけがえのない存在であることや、思いやりの心、 命を大切にする心を育みます。
- 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導を行います。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら担任をはじめ先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。 その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導します。

<教員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深めます。
- ・児童が自己実現を図れるように、一人一人の児童を生かす授業を日々行うことに努めます。
- ・児童の思いやりの心や命を大切にする心を育む道徳教育や学級指導の充実を図ります。
- 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、様々な活動を通して児童に示していきます。
- ・児童一人一人の変化に気付く、教師自身が鋭敏な感覚をもつように努めます。
- 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもちます。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深めます。特に、自分自身の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにします。
- 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもちます。

<学校全体として>

- 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌を学校全体につくっていきます。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有します。
- 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深めます。
- ・校長による、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気付いたときには、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝えていきます。
- 「いじめ問題」に関する児童会としての取組を進めます。
- ・児童が「いつでも、誰にでも」相談できる体制の充実を図っていきます。

<保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝えていきます。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、道徳授業

地区公開講座、学校運営連絡協議会等で伝えて、理解と協力を仰ぎます。

3「いじめ」の早期発見・早期対応について

<早期発見に向けて・・・「変化に気付く」>

- ・児童の様子を担任をはじめ多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設けます。
- 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせます。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこう とする姿勢を示して、児童との信頼関係を深めます。
- ・年度初めにスクールカウンセラーによる3年生以上の児童全員面接を行い、「いつでも相談できる」気持ちをもたせます。

<相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば誰にでも相談できることや、相談することの大切さ を児童に伝えていきます。
- ・児童や保護者からの訴えは、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝えます。
- ・児童が自信をもち、存在感を感じられるような励ましを行います。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに「いじめ防止対策委員会」を通して校内 で情報を共有するようにします。

<早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

- ・教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「事案」について、事実関係を早期に把握します。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、構造的に問題を捉えます。
- ・事実関係を把握する際には、「いじめ防止対策委員会」を中心に学校として組織的な体制のもとに行います。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせます。
- いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめていることに気付かせるような指導を行います。
- いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行います。
- 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学級、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と 連携して行っていきます。
- 「いじめ」が解消したと判断した後でも、関係する児童を注意深く見守っていきます。

4 校内体制について

- ・校務分掌の生活指導部に「いじめ防止対策委員会」を位置付けます。構成は、校長、副校長、生活指導部(主任・副主任)、養護教諭、スクールカウンセラーとしますが、必要に応じて関係する教員を加えます。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行います。
- ・月1回の開催を原則として、必要に応じて適宜行います。
- ・いじめの相談があった場合には、「いじめ防止対策委員会」に当該学年主任、担任を加え、事実関係の 把握、関係児童・保護者への対応等について協議して対応を行います。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにします。
- ・学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かします。

5 教育委員会をはじめとする関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合の台東区教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、台東区教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に対応していきます。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということからPTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成について話し合っていただくよう伝えていきます。

*「重大事態とは」

いじめにより、児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当な期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある状況のことを言います。